

徳島市農業委員会総会 議事録

1 とき	令和4年10月28日(金) 開会 午後 3時 閉会 午後 4時
2 ところ	徳島市役所 13階 大会議室
3 議長	会長職務代理者 金澤 敬治
4 出席者	<p>&lt;農業委員&gt;</p> <p>1番委員 井川 洋二 2番委員 岸本 昇 3番委員 天羽 俊文  4番委員 野口 俊廣 5番委員 大貝 美治 6番委員 金澤 敬治  7番委員 原田 和彦 8番委員 久米 裕純 9番委員 川人 泰博  11番委員 板東美佐緒 12番委員 品山 昌美 13番委員 植田美恵子  14番委員 廣瀬 長市 15番委員 細川 勝義 16番委員 谷川 興一  17番委員 鎌田 良昭 18番委員 政岡 茂 19番委員 市岡 沙織</p> <p>&lt;農地利用最適化推進委員&gt;</p> <p>1番委員 瀬畑 俊夫 2番委員 安廣 貴明 3番委員 佐野 泰弘  8番委員 中川 敏明 11番委員 松浦 義幸 15番委員 笹田 孝  17番委員 多田 孝</p>
5 欠席者	<p>&lt;農業委員&gt;</p> <p>10番委員 佐々木永薫</p> <p>&lt;農地利用最適化推進委員&gt;</p>
6 欠員	なし
7 議事	<p>付議案件 (農地関係議案)</p> <p>第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請の審議について  第2号議案 農地法第4条の規定による許可申請の審議について  第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請の審議について  第4号議案 非農地証明願の審議について  第5号議案 相続税の納税猶予に関する適格者証明願の審議について  第6号議案 相続税の免除予定事案に係る特例農地利用状況の確認について  第7号議案 農用地利用集積計画の承認について  第8号議案 買受適格証明願(耕作目的)の審議について</p> <p>報告事項 (農地関係)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 農地法第3条の3第1項の規定に基づく権利取得の届出について</li> <li>2. 農地法第4条第1項の規定に基づく許可の決定及び指令書の交付について</li> <li>3. 農地法第5条第1項の規定に基づく許可の決定及び指令書の交付について</li> <li>4. 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用の届出について</li> <li>5. 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用の届出について</li> <li>6. 農地法第18条第6項の処理について</li> <li>7. 転用許可の取消について(4条許可)</li> <li>8. 農地転用許可後の工事進捗状況報告について</li> </ol>

(農政関係)

1. 県農業会議が実施した県への政策提案について

(農地関係議案 午後3時)

事務局 それでは、定例総会を始めさせていただきます。本日の議長は会長職務代理者の金澤委員が務めることとなっております。進行をよろしく申し上げます。

議長 ただ今から、令和4年10月徳島市農業委員会総会を開会いたします。本日の総会は、農業委員19名のうち半数を超える18名が出席しており、会議が成立しております。欠席の届出がありました委員は、議席番号10番、佐々木永薫委員です。

はじめに、議事録署名者の選任についてですが、総会議事規則第10条の規定により、議長が指名します。議席番号12番、品山昌美委員と、議席番号2番、岸本昇委員の両名を指名します。よろしく申し上げます。

それでは、これより各議案の審議に入りますが、議案各号ごとに採決しますので、よろしく申し上げます。では、第1号議案、農地法第3条の規定による許可申請の審議を開始します。それでは、事務局より、議案の説明をお願いします。

事務局 それでは第1号議案、農地法第3条第1項の規定による許可申請について御説明します。議案書1ページを御覧ください。全ての申請について法定の添付書類は整っております。農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しているものは見受けられないと思われまふ。耕作労力・農機具の保有状況等の問題は見受けられず、また、周辺への支障・影響を生ずる要因は特に見受けられまふ。なお、許可の適否にあたり、不許可の例外規定に該当するものや、特に注意すべき事項のある案件については、個別に説明をさせていただきます。

1番と2番は譲受人が同じため併せて説明させていただきます。譲渡人から譲受人へ、相手方の要望による売買で、それぞれ農地1筆の所有権を移転するものです。譲受人である法人は農地所有適格法人として認定しており、会社の所在は東京ですが、支店が徳島市にあり、代表取締役も徳島市に住んでおります。対象地は、現在は草木が繁茂していますが、年内に整地して営農型太陽光発電の設置を目指すとのことです。譲受人の耕作面積は許可後13haに至り、譲受人は対象地において、ドクダミやサカキの栽培を行うとのことです。

3番の説明をさせていただきます。譲渡人から譲受人へ、相手方の要望による売買で、農地1筆の所有権を移転するものです。譲受人の耕作面積は許可後51aに至り、譲受人は対象地において、水稻の栽培を行うとのことです。

4番は、譲渡人から譲受人へ、相手方の要望による売買で、農地2筆の所有権を移転するものです。譲受人の耕作面積は許可後86aに至り、譲受人は対象地において、野菜の栽培を行うとのことです。

続いて2ページを御覧ください。5番は、譲渡人から譲受人へ、相手方の要望による売買で、農地1筆の所有権を移転するものです。譲受人の耕作面積は許可後165aに至り、譲受人は対象地において、果樹の栽培を行うとのことです。

6番と7番は、譲渡人と譲受人がそれぞれ農地の相互交換により、所有権を移転するものです。6番の譲受人の耕作面積は許可後109aに至り、譲受人は対象地において、野菜の栽培を行うとのことです。7番の譲受人の耕作面積は許可後135aに至り、譲受人は対象地において、野菜の栽培を行うとのことです。

8番は、譲渡人から譲受人へ、相手方の要望による売買で、農地1筆の所有権を移転するものです。譲受人の耕作面積は許可後432aに至り、譲受人は対象地において、野菜の栽培を行うとのことです。

続いて3ページを御覧ください。9番と10番は譲受人が同じため併せて説明させていただきます。9番は労力不足による経営縮小のための売買で農地2筆を、10番は農業廃止による売買で農地2筆を所有権移転するものです。譲受人の耕作面積は許

可後257aに至り、譲受人は対象地において、野菜の栽培を行うとのことです。

11番は、譲渡人から譲受人へ、別世帯の後継者への部分贈与で、農地2筆の所有権を移転するものです。譲受人の耕作面積は許可後51aに至り、譲受人は対象地において、果樹の栽培を行うとのことです。

12番は、貸人から借人へ、相手方の要望による使用貸借権設定で、農地1筆に許可日から5年間の使用貸借権を設定するものです。借人の耕作面積は許可後73aに至り、借人は対象地において、野菜の栽培を行うとのことです。

続いて4ページを御覧ください。13番は、譲渡人から譲受人へ、同一世帯内での部分贈与で、農地1筆の所有権の5分の1を移転するものです。現在は、譲渡人が5分の2、譲受人が5分の3の持ち分で所有権を有しており、許可後は譲渡人が5分の1、譲受人が5分の4の持ち分となります。譲受人の耕作面積は許可後74aに至り、譲受人は対象地において、野菜の栽培を行うとのことです。

第1号議案は以上13件で、対象地は、田12,383㎡、畑1,425.91㎡、合計13,808.91㎡です。御審議をよろしく願います。

議長 事務局の説明は以上ですが、全案件につきまして、申請地区の委員さん、他の委員の皆様、御意見・御質問はありませんか。

谷川委員 12番案件は、使用貸借権設定であれば、利用権の設定でも良いと思いますが、こちらに挙げている理由は何かありますか。

事務局 こちらの農地は市街化区域の農地となっております、利用権設定は調整区域でしか結べないことから、こちらで挙げさせていただいています。

議長 それでは、他に御意見がないようですので、採決いたします。第1号議案の農地法第3条の規定による許可申請は、全案件を許可することに異議はございませんか。

全委員 異議なし

議長 異議がないということですので、第1号議案については全案件を許可することに決定いたしました。

続きまして、第2号議案、農地法第4条の規定による許可申請の審議を開始します。それでは事務局より、議案の説明をお願いします。

事務局 それでは第2号議案、農地法第4条の規定による許可申請について御説明します。議案書5ページを御覧ください。

1番の申請地は、公共投資の対象となっていない第2種農地に該当します。申請人は所有する農地を、公衆用道路に転用するものです。しかし、申請地はすでに転用行為が行われていたため、農地法の手続きを取らなかったことを反省する旨の始末書の提出があります

以上、本案件につきましては、農地法に規定されている立地基準および一般基準において、許可要件を満たしているものと思われれます。

第2号議案は1件で、地目は、畑のみ、2.76㎡で、転用目的の内訳は、その他施設用地2.76㎡です。以上、御審議をよろしく願います。

議長 事務局の説明は以上ですが、本案件につきまして、申請地区の委員さん、他の委員の皆様、御意見、御質問はありませんか。

それでは、御発言がないようですので、採決いたします。第2号議案の農地法第4条の規定による許可申請は、本案件を許可することに異議はございませんか。

全委員 異議なし

議長 異議がないということですので、第2号議案については本案件を許可することに決定いたしました。

続きまして、第3号議案、農地法第5条の規定による許可申請の審議を開始します。それでは事務局より、議案の説明をお願いします。

事務局 それでは第3号議案、農地法第5条の規定による許可申請について、御説明します。議案書6ページを御覧ください。

1番と2番は、譲渡人及び譲受人が同一であるため、併せて御説明します。申請地は、いずれも公共投資の対象となっていない第2種農地に該当します。譲受人は、所有権を移転し、太陽光発電施設に転用するものです。

3番の申請地は、公共投資の対象となっていない第2種農地に該当します。使用貸借権を設定し、借人が専用住宅に転用するものです。

4番と5番は、譲受人が同一であるため、併せて御説明します。申請地は、公共投資の対象となっていない第2種農地に該当します。譲受人は、アスファルトの製造・販売業を営んでおり、不動西町二丁目、アスファルトの製造工場を所有しています。今回、所有権を移転し、露天資材置場と、それに付随する通路に転用するものです。

6番の申請地は、公共投資の対象となっていない第2種農地に該当します。譲受人は、所有権を移転し、太陽光発電施設及び看板用地に転用するものです。申請地の一部が、すでに看板用地として転用されていたため、農地法の手続きを取らなかったことを反省する旨の始末書の提出があります。

7番の申請地は、公共投資の対象となっていない第2種農地に該当します。賃貸借権を設定し、借人が露天資材置場に転用するものです。

以上、全案件につきましては、農地法に規定されている立地基準および一般基準において、許可要件を満たしているものと思われます。また、転用目的が、資材置場及び駐車場となっている案件については、太陽光設備認定をとっていないことを確認済みであり、転用規模が大規模である1番案件については地区審査を実施しました。

第3号議案は、全7件で、地目は、田が3,552㎡、畑が1,711.90㎡で、合計5,263.90㎡です。転用目的の内訳は、住宅用地218㎡、駐車場・資材置場1,493.90㎡、その他施設用地3,552㎡です。以上で説明を終わります。御審議をよろしくをお願いします。

議長 事務局からの説明は以上ですが、地区審査を行ったということですので、まず、実際に審査にあたった委員さんより、御意見をいただきたいと思います。それでは、1番案件の地区審査に参加していただいた、多家良地区の井川委員さん、転用計画の内容等について、御心証などはいかがでしたでしょうか。

井川委員 今月13日の午後2時より、1番案件の地区審査を実施しましたので、報告します。参加者は、岸本委員、安廣推進委員、瀬畑推進委員と私の委員4名と転用者側1名、事務局2名の7名です。

申請対象の農地は、八多町坂東にあり、第2種農地に区分されるとのことです。今回の申請は、土地の所有者と譲受人との間で所有権を移転し、太陽光発電施設に転用しようとするものです。造成については、現況の地盤に再生砕石を15cmほど盛土し

ます。排水については、雨水のみで地下浸透するとのことで、地元の水利組合から排水同意書の提出もあるようです。

結論として、今回の転用許可申請について、農地法上で許可となる条件を満たしており、被害防除措置についても問題はなく、多家良地区の委員は、一致して許可やむを得ないと判断しました。報告は以上です。よろしくお願いいたします。

議長            ありがとうございます。地区審査に参加された委員からの意見は以上ですが、その他、全案件について申請地区の委員さん、他の委員の皆様、御意見・御質問はありませんか。

それでは、御発言がないようですので、採決いたします。第3号議案の農地法第5条の規定による許可申請については、全案件を許可することに異議はございませんか。

全委員            異議なし

議長            異議がないということですので、第3号議案は全案件を許可することに決定いたしました。

続きまして、第4号議案、非農地証明願の審議を開始します。それでは事務局より、議案の説明をお願いします。

事務局            それでは第4号議案、非農地証明願について御説明いたします。議案書8ページを御覧ください。

1番の申請地は、公共投資の対象となっていない第2種農地に区分されます。対象地は、昭和44年3月10日に隣接する土地の家屋を増設した際に、家屋の一部が農地部分にかかっていることに気付かず、増設したもので、現在も住宅として使用しているとのことです。1番は、農地として機能していない状態が継続しており、非農地化の確認資料としましては、昭和44年5月21日撮影の航空写真があり、また、現地为非農地化していることを現地調査でも確認しております。

2番の申請地は、公共投資の対象となっていない第2種農地に区分されます。対象地は、昭和56年ごろに隣接する土地に住宅を建築した際に、住宅の一部として取り込まれ、現在も住宅として利用しているとのことです。2番は、農地として機能していない状態が継続しており、非農地化の確認資料としましては、平成14年5月13日撮影の航空写真があり、また、現地为非農地化していることを現地調査でも確認しております。

第4号議案は2件で、対象地は田7.54㎡、畑851㎡、計858.54㎡です。以上で説明を終わります。御審議をよろしくお願いいたします。

議長            事務局の説明は以上ですが、全案件につきまして、申請地区の委員さん、他の委員の皆様、御意見、御質問はありませんか。

それでは、御発言がないようですので、採決いたします。第4号議案の非農地証明願については、全案件を非農地と承認することに異議はございませんか。

全委員            異議なし

議長            異議がないということですので、第4号議案については、全案件を非農地と承認することに決定いたしました。

続きまして、第5号議案 相続税の納税猶予に関する適格者証明願の審議を開始し

ます。それでは事務局より議案の説明をお願いします。

事務局　それでは第5議案、相続税の納税猶予適格者証明願について、御説明させていただきます。議案書9ページを御覧ください。今月の申請は2件です。対象地及び相続関係を示す資料等の添付書類は整っています。

1番の対象地は1筆、2,360㎡で、継続して耕作状態にあります。

2番の対象地は、10筆、11,651㎡で、全ての農地で、継続して耕作状態にあります。

第5号議案は以上2件で、対象地は田、10,358㎡、畑、3,653㎡、合計で14,011㎡となっています。御審議をよろしくをお願いします。

議長　事務局の説明は以上ですが、全案件につきまして、申請地区の委員さん、他の委員の皆様、御意見、御質問はありませんか。

それでは、御発言がないようですので、採決いたします。第5号議案の相続税の納税猶予に関する適格者証明願については、全案件を承認することに異議はございませんか。

全委員　異議なし

議長　異議がないということですので、第5号議案については全案件を承認することに決定いたしました。

続きまして、第6号議案、相続税の免除予定事案に係る特例農地利用状況の確認について、を開始します。それでは事務局より、議案の説明をお願いします。

事務局　それでは第6号議案、相続税の免除予定事案に係る特例農地利用状況について御説明します。議案書10ページを御覧ください。

1番は、倉庫として利用している部分もございますが、それ以外の農地は問題なく耕作を継続しております。

2番は、全ての農地で、問題なく耕作を継続しております。

第6号議案は以上2件で、税務署あてに報告しようとするものです。対象地の面積は、田1,430㎡、畑3,005㎡、計4,435㎡です。御審議をよろしくをお願いします。

議長　事務局の説明は以上ですが、全案件につきまして、申請地区の委員さん、他の委員の皆様、御意見、御質問はありませんか。

それでは、御発言がないようですので、採決いたします。第6号議案の相続税の免除予定事案に係る特例農地利用状況の確認については、全案件を承認することに異議はございませんか。

全委員　異議なし

議長　異議がないということですので、第6号議案については全案件を承認することに決定いたしました。

続きまして、第7号議案、農用地利用集積計画の承認についての審議を開始します。それでは事務局より、議案の説明をお願いします。

事務局　それでは第7号議案、農用地利用集積計画について御説明します。それでは、議案

書 11 ページを御覧ください。

全ての申請について、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に定める、利用権設定に関する要件はすべて満たしていると思われます。今月は新規設定が7件、再設定が53件で合計60件となっており、そのうち、賃貸借権が43件、使用貸借権が17件となっております。

設定しようとする土地での地区別の内訳は、1番から8番が、多家良地区14筆・8件、9番が、勝占地区1筆・1件、10番から12番が、上八万地区13筆・3件、13番から14番が入田地区3筆・2件、15番から19番が、応神地区9筆・5件、20番から36番が、川内地区38筆・17件、37番から42番が国府地区27筆・6件、43番から52番が南井上地区26筆・10件、53番から60番が北井上地区17筆・8件となっております。

利用権設定については以上で、田82筆・97,794.09㎡、畑66筆・72,377㎡の合計148筆・170,171.09㎡となります。

第7号議案の農用地利用集積計画の承認についての説明は以上です。御審議をよろしく申し上げます。

議長 事務局の説明は以上ですが、全案件につきまして、申請地区の委員さん、他の委員の皆様、御意見、御質問はありませんか。

それでは、御発言がないようですので、採決いたします。第7号議案の農用地利用集積計画については、全案件を承認することに異議はございませんか。

全委員 異議なし

議長 異議がないということですので、第7号議案については全案件を承認することに決定いたしました。

続きまして、第8号議案、買受適格証明願の審議を開始します。それでは事務局より、議案の説明をお願いします。

事務局 第8号議案、買受適格証明願耕作目的について御説明します。議案書20ページを御覧ください。

1番から2番は、いずれも差押による競売に付された対象地の取得を希望しているものであります。競売に参加する際には、農地法の許可を受けられない者が落札することを防ぐため、農業委員会から買受適格証明の交付を受けることとされております。2件とも耕作目的での取得でありますので、3条の許可基準に基づいて証明の可否を御審議いただくものです。

全ての申請について法定の添付書類は整っており、また、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しているものは見受けられないと思われます。耕作労力・農機具の保有状況等の問題は見受けられず、また、周辺への支障・影響を生ずる要因は特に見受けられません。

1番と2番案件は、同一人からの申請であり、申請人の耕作面積は1番と2番どちらも取得した場合は58aに至り、対象地においてシキミの栽培を行うとのことです。第8号議案は以上2件で、対象地は田のみ3,674㎡となります。

また、集計表の下に記載しておりますように、これらの案件に係る買受適格証明願の交付を承認した場合において、その交付を受けた者が最高価買受申出人または次順位買受申出人となり、法第3条の許可申請があった場合は、会長が当該証明願の交付時と事情が異なっていると認めるときを除き、許可をするものとするにつきましても、あわせて御審議いただきますようよろしく申し上げます。



なお、本審議につきましては、期間入札公告に付された物件への入札情報を示すものであるため、入札期間が終了する令和4年12月14日までは、案件の有無自体を非公開情報とするものですので、委員の皆様方におかれましても十分御留意くださいますよう、よろしくお願いいたします。それでは、御審議をよろしくお願いいたします。

議長 事務局の説明は以上ですが、全案件につきまして、申請地区の委員さん、他の委員の皆様、御意見、御質問はありませんか。

それでは、御発言がないようですので、採決いたします。第8号議案の買受適格証明願については、全案件に証明書を交付すること、及び交付を受けた者が買受申出人となり、法第3条の許可申請があった場合は、交付時と事情が異なっていると認めたとときを除き、会長が許可することについて異議はございませんか。

全委員 異議なし

議長 異議がないということですので、第8号議案については全案件に買受適格証明書を交付することとし、買受申出人となった者から、法第3条の許可申請があった場合は、交付時と事情が異なっていると認めたとときを除き、会長が許可するものとします。

引き続き、農地関係の報告事項に移ります。事務局の説明をお願いします。

事務局 それでは報告事項について、御説明します。議案書21ページを御覧ください。

1番は、農地法第3条の3第1項の規定に基づく権利取得の届出についてです。相続による権利取得1件受理しました。

22ページを御覧ください。2番は、徳島県農業会議に諮問していた、農地法第4条第1項の規定に基づく許可の決定及び指令書の交付についてです。1件交付しました。

23ページを御覧ください。3番は、徳島県農業会議に諮問していた、農地法第5条第1項の規定に基づく許可の決定及び指令書の交付についてです。24件交付しました。

24ページを御覧ください。4番は、農地法第4条第1項第8号の規定による市街化区域内の農地転用の届出についてです。3件受理しました。

25ページを御覧ください。5番は、農地法第5条第1項第7号の規定による市街化区域内の農地転用の届出についてです。27ページに渡り17件受理しました。

28ページを御覧ください。6番は、農地法第18条第6項合意解約の処理についてです。29ページに渡り4件受理しました。

30ページを御覧ください。7番は転用許可4条許可の取消についてです。1件取消しました。

31ページを御覧ください。8番は農地転用許可後の工事進捗状況報告についてです。1件受理しました。

報告事項の説明については以上です。

議長 報告は以上ですが、何か御意見等はございませんか。

御意見がないようですので、次の農政関係の報告事項へ進めます。県農業会議が実施した県への政策提案についてで、ございますが、事務局から報告をお願いします。

事務局 それでは、農業会議が県に実施した政策提案につきまして御報告いたします。

お手元の「農政報告 資料」を御覧ください。

先月30日、県庁において、出席者一覧も付いておりますが、徳島県農業会議の寺

井会長はじめ、本市の川人会長も副会長として参加し、「2023年度 徳島県重点農業施策に関する政策提案」が実施されましたので、御報告します。

出席者の一覧の次に「2023年度徳島県重点農業施策に関する政策提案」という表題がありまして、1枚めくって、「目次」を御覧ください。意見募集の時に送付させていただいた、県の農業施策の基本戦略(「徳島県食料・農林水産業・農山漁村基本計画」)に掲げられた4項目、および委員会組織の体制に関しての、計5項目について、提言を行っております。

本農業委員会も、8月総会で「県への提言」として議決し、県農業会議へ提言を提出しておりました。

1ページを御覧ください。まずは「危機事象に対応した『食料生産・供給体制』の強靱化」ということで、今の資材高騰対策や中間管理機構の体制強化、生産基盤の整備に関して提言がされております。

本委員会からは、農地中間管理機構の管理徹底やPRの強化をお願いしておりましたが、3番の最後の文章で、抽象的な表現ではありますけれども、事業が円滑に進むように体制を強化してください、ということで提言されております。また、ほ場整備事業の「農地中間管理機構農地整備事業」を活用した場合における畔のコンクリ仕上げも対象にしてほしいと意見提出をしておりましたが、農地集積における大区画化への問題もあり、4番の下段のほうで、当該整備事業については「地域の実情に応じたきめ細やかな基盤整備に」という表現で提言していただいております。

続いて、2ページでございますが、大きな2番として、「『次世代人材』の育成確保と『スマート農業』の実装」ということで、新規就農の親元就農への支援や、第三者継承、女性農業者への支援を掲げておりますほか、3ページに移りまして、農福連携やスマート農業の促進支援について、提言がされております。

4ページに移ります。大きな3番、「新しい日常への対応」ということで1番の前段、「『大阪・関西万博』に向け、「阿波ふうど」の商標・ロゴを最大限に活用したPRに努めるとともに、」の部分については、本委員会から提出した意見をそのまま採用していただいております。また、2番の輸出拡大については、中段落のコメの輸出についても本委員会の意見を採用していただいております。

5ページについては、持続可能な農林水産業の実現ということで、環境負荷低減の取組み支援や鳥獣害対策の強化、6ページについては、農業委員会組織の体制強化への提言がされております。御参照ください。

提言の内容については以上になりますが、これを受けての知事のコメントが次の「徳島県重点農業施策に関する政策提案の概要」にありますので、また御一読ください。

なお、この概要の裏側「概要2」に「意見交換」の部分の内容の記載がありますが、川人会長も第三者継承と阿波ふうどの活用についてコメントをしていただいております。簡単ではございますが、政策提案の説明について、報告を終わります。

議長

ただ今、事務局からの説明がありました。何か御意見、御質問はありませんか。

それでは、御意見等がないようですので、以上をもちまして、令和4年10月徳島市農業委員会総会を閉会いたします。ありがとうございました。